

丹下水第 706 号
令和 6 年 11 月 20 日

丹波市上下水道事業運営審議会
会 長 坂 谷 高 義 様

丹波市長 林 時彦

丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度のあり方について
(諮問)

丹波市上下水道事業運営審議会の設置に関する条例（令和 6 年丹波市条例第 14 号）第 2 条第 3 号の規定により、今後の丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金のあり方について、貴審議会に意見を求めます。

経 緯

下水道事業では、下水道を整備することにより利益を受ける者に対し、その利益の範囲内で事業費の一部の負担を求め、負担の公平を図ることを目的として受益者負担金・分担金制度が採用されている。

丹波市の受益者負担金・分担金制度においては、負担金の算定基礎を面積とする地域と、単位（※一般家庭を1単位とする）とする地域がある。

算定基礎を面積とする地域は、下水道の供用を開始した当時に、土地の所有者に対し受益者負担金を賦課し、宅地化する予定のない農地などは宅地化されるまで徴収を猶予している。そこで、現在に至るまで従前の条例（柏原町都市計画下水道事業受益者負担金条例、氷上町公共下水道事業受益者負担金等徴収条例）を暫定条例として残している。

他方、算定基礎を単位とする地域は、合併協定項目として調整され、丹波市下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年丹波市条例第211号）の規定により負担金が420,000円に統一された。

このような経緯を踏まえ、丹波市が発足し20年が過ぎ、なお暫定条例を継続し続けていること、下水道事業の面整備が概ね完了した今、新たに下水道を使用しようとする時に、地域によって受益者の負担額に格差が生じる現在のあり方が適切かどうか、今後の制度のあり方について、貴審議会に意見を求める。